

建設技術審査証明事業(建築技術) 審査技術概要シート

建設技術審査証明事業実施機関

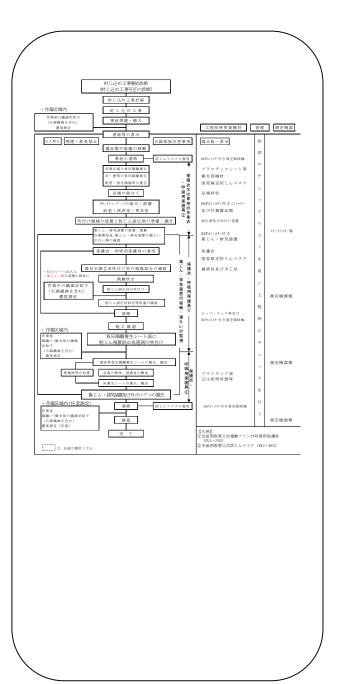


一般財団法人**日本建築センター** The Building Center of Japan

[審査証明番号/有効期限]	BCJ-審査証明-206/2028 年 7 月 28 日
[技術の名称]	吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術
	「Nウェット封じ込め工法」
[依頼者(審査証明取得者)]	株式会社 ニチアスセムクリート

「技術概要]

本技術は建築物の梁、柱、壁等に施工されている、石綿含有湿式吹付けロックウールに対して石綿粉じんの飛散防止を十分に考慮し、かつ関係法令に則って安全に封じ込める工法である。



[開発の趣旨]

既存の建築物に施工された吹付け石綿の封じ込めに際し、処理中及び処理後の石綿の飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

[開発目標および審査証明結果]

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 建築基準法第37条第二号の規定に基づく 国土交通大臣の認定を取得した石綿飛散防止 剤を使用して石綿含有湿式吹付けロックウー ルを封じ込めることにより、石綿含有湿式吹付 けロックウールから石綿繊維の飛散を防止し、 既存の建築物利用者の安全を確保できるもの と判断される。なお、封じ込め処理後もキズ等 がつき易い状況にある湿式吹付けロックウー ルに対し、目視で劣化状況等を確認できる封じ 込め処理工法を確立できるものと判断される。
- (2) 封じ込め工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子(石綿繊維を含む)の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (3) 封じ込め工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子(石綿繊維を含む)の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保できるものと判断される。
- (4) 封じ込め工事中の作業者は、関連法規等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保できるものと判断される。

[本技術の問合わせ先]

企業名/株式会社ニチアスセムクリート 部署名/東日本営業部 営業一課 担当者名/清水 英雄 TEL/03-4413-1232 FAX/03-3552-6183